

○辞職手続の運用に関する要綱の制定について

〔平成25年4月22日〕
通達（務人）第53号

（概要）

この要綱は、山梨県警察職員の服務に関する訓令（平成4年山梨県警察本部訓令第4号）第34条の規定により職員が辞職を願い出る場合における手続について、必要な事項を定めるものである。